

請 願 文 書 表	
番号 5-2	受付 令和5年5月22日
件名 令和6年度以降の保育園新規開設中止を求める請願書	
紹介議員 中村 一夫 西田 恵美	

大和市は、保育園の待機児童ゼロを目指して積極的に保育園の新規開設を進めてきた。その結果、平成28年度以来8年連続で待機児童ゼロを達成してきている。全国的に待機児童が問題となっている中、大和市が積極的に保育所の整備に力を入れてきたことには敬意を表する。

一方、少子化の流れも一層進んできており、その影響を受けて、全国的には定員割れしている保育園も出てきている。大和市においても、幼稚園、保育園は既に供給過多の状況になってきており、定員を満たしていない施設も多数あることから、子ども・子育て会議の中でも保育園の新規開設には否定的な意見も出てきている。

しかしながら、このような状況の中でも、市は今後も保育園を造り続ける方針を変更せず、現在も令和6年4月開所の認可保育所運営法人の募集を行っている。待機児童対策として、積極的に保育所の開設を進めてきたことは評価をしているが、少子化社会の今後を見据えたとき、これ以上の保育園の新規開設は不要であると考える。

以上のことから次のとおり要望する。

1. 令和6年以降、保育園の新規開設を一旦中止すること。
2. 既存の保育園・幼稚園の活用を一層進めること。
3. 子ども・子育て会議の意見をさらに尊重すること。

請 願 文 書 表	
番号 5-3	受付 令和5年5月23日
件名 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出を求める請願書	
紹介議員 高久 良美 堀口 香奈 大波 修二	

「請願趣旨」

いまだ続くコロナ禍の影響、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の停滞、悪化を招いています。「物価高倒産」は前年度比3.4倍(帝国データバンク4月10日)に上っています。

世界でも同様の状況ですが、日本以外の100を超える国や地域が日本の消費税に当たる付加価値税の税率を緊急に引き下げています。日本は消費税の引下げどころか、この10月からインボイス制度を実施しようとしています。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や苛酷な実務負担が押しつけられます。既に、「インボイス登録しないと回答したら3月で契約が打ち切られた」事例が出ています。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは小規模事業者やフリーランスだけではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われています。

政府は161万件がインボイス制度の対象になり、2480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

今インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

政府は激変緩和措置として、期間限定の消費税の負担軽減策を打ち出していますが、あくまで期間限定であり、軽減措置を適用するための経理処理はかえって煩雑さを招きます。よって10月からのインボイス制度の実施を当面延期していただくことを求める意見書の提出をお願いいたします。

「請願項目」

- 一、インボイス制度の実施を当面延期すること

請 願 文 書 表	
番号	5-4
受付	令和5年5月23日
件名	所得税法第56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願書
紹介議員	高久 良美 堀口 香奈 大波 修二

「請願趣旨」

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。

所得税法第56条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間86万円、家族が同50万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続などで不利益を受けています。後継者育成にも大きな妨げとなっています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、既に白色申告者に対する記帳や記録保存の制度が設けられ、電子帳簿保存制度も始まっています。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにもかかわらず、申告の仕方によって、納税者を差別する合理的根拠は失われています。

明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐ56条は、日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもあります。人権問題として、差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正当に認めるため、56条は廃止するべきです。

今、560を超える自治体が「56条の廃止を求める意見書」を国に上げています。男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、国連女性差別撤廃委員会が日本政府に「所得税法の見直し」を勧告し、日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されるなど、56条廃止を求める世論は大きく広がっています。

家族従業者の人権保障の基礎をつくるために、以下の請願項目への御賛同をぜひお願いいたします。

「請願項目」

一、所得税法第56条の見直しを政府に求めてください。

請 願 文 書 表	
番号 5-5	受付 令和5年5月24日
件名 国に対し「インボイス制度導入中止を求める意見書」の提出を求める請願書	
紹介議員 石田 裕	

【要旨】

度重なる消費増税、新型コロナウイルス感染症の影響や物価、光熱費の急激な高騰により、経済全体が極めて厳しい状況に追い込まれ、いまだ回復の兆しが見えない深刻な事態が続いています。このような中で地域経済の中心を担う中小企業・自営業者の経営危機も広がり、令和5年10月から実施予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応できる状況ではありません。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化した上に、さらにインボイス制度が実施されれば、免税点制度を実質的に廃止するもので、全ての事業者にと事務負担の増加も強いととも、500万を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。建設業における一人親方や小規模事業主、ウェブデザイナーやイラストレーター等の個人事業主や中小企業・小規模事業者にとっては、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小企業・小規模事業者・個人事業主の廃業の増加等、さらなる地域経済の衰退につながるおそれがあります。

また、インボイス制度導入に関しては、日本商工会議所、日本税理士会連合会、シルバー人材センター、多くの中小業者団体などがインボイス制度導入の「廃止」「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく再構築すべき経済・社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃を与えるインボイス制度導入は中止すべきです。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

【請願事項】

- ① 2023年10月1日から導入される「インボイス制度」の中止を求める意見書を政府に送付すること

請 願 文 書 表			
番号	5-6	受付	令和5年5月24日
件名	旧姓の通称使用の拡充を周知し、「第5次男女共同参画基本計画」に沿った政策推進を求める意見書提出についての請願書		
紹介議員	中村 一夫		

請願の趣旨

現在、結婚に当たってほとんどの場合は女性が改姓しています。女性の社会進出が進む中、勤務先や日常生活での不便さを訴える声は少なくありません。各省庁は既に運転免許証や住民票、マイナンバーカード、パスポート、法人登記簿などについて旧姓併記ができるように改めており、多くの企業が職場での旧姓の通称使用を認めています。しかしながら、旧姓の通称使用は法律に基づいていないために、例えば民間公益法人の資格や金融機関など、旧姓の通称使用を認めていないケースがあります。

政府が令和2年に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画では、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」を目指すべきことが掲げられ、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されています。

つきましては、政府及び国の関係機関に、旧姓の通称使用の拡充のための法整備など、現実的な制度の導入を求める意見書を貴議会として提出していただきますようお願いいたします。

陳 情 文 書 表	
番号 5-7	受付 令和5年5月17日
件名 大和市議会基本条例第7条第3項の運用拡大についての陳情書	

【陳情の趣旨】

大和市議会においては、請願者並びに陳情者の委員会における意見陳述に関しては、職員の答弁に対し、意見を述べられるよう大和市議会基本条例第7条第3項の運用を拡大していただきたい。

【陳情の理由】

大和市議会基本条例第7条第3項は「議会は、請願者や陳情者に、委員長の許可の下に意見陳述等を行う機会を設けることができる。」旨を規定するところ、その解釈については「第3項では、議会に対して請願や陳情が行われた場合、委員会での審査の過程で、請願者や陳情者が委員長の許可のもとに意見を述べる機会を設けることができることを明記しました。これまでは、委員会を一旦休憩として意見陳述を受けてきましたが、条例施行後は、正式に会議録にも陳述内容が記載されることとなりました。」(大和市議会基本条例 逐条解説参照。) というものである。これにより、現状、大和市議会の委員会では『請願者・陳情者の委員会における意見陳述等について』をもって、請願書・陳情書を提出した者に対し、審査を付託された委員会において、委員長の許可により意見陳述等を行えること、また、その際、委員から意見陳述者に対し質疑が行われた場合には、さらに、当該質疑に対する意見を述べることも許されるどころ、意見陳述者から委員への質疑はでき得ない定めである。この運用については、意見陳述者においては、委員の質疑(疑問)に対する意見を述べることで相応に評価できようところ、ここで問題となることは、委員による職員への質疑に対する職員の答弁につき、意見陳述者が反論でき得ないという瑕疵である。すなわち、例えば、委員が意見陳述者と職員に対して同旨の質疑を行った場合における意見陳述者の意見と職員の答弁の齟齬はもとより、職員に対してのみ質疑を行った場合における職員の不実な答弁により、委員は正確な事実関係が把握できず、結果、正しい採否を導けないという不都合が生じるのである。このような瑕疵を解消するには、職員の答弁に対し、意見陳述者に意見(反論)を述べる機会を与えることで、委員は、正確な事実関係を基礎に事案の審査、もって、採否が行えるものなのである。これがもし、市議会が現状の運用を維持するとなれば、請願書・陳情書を提出した者による請願または陳情は、職員の悪意(故意)ないし不知(重過失)により、事実関係を歪曲され、結果、委員はもとより、本会議における議員は、その歪曲された事実関係に対する審議、もって、採否を行うという不都合の温床となってしま

うのである。正確な事実関係を基礎に行われた採否については、当然に審査が尽くされた適正と見えようところ、不実な事実関係を基礎に行われた採否については、事実の誤認による審議（審査）の不尽であることは言うまでもなく、それにより導き出された採否は、不当のそしりを免れない瑕疵と言わざるを得ないことから、意見陳述者に対し、委員長の許可をもって職員の答弁に対しても意見を述べる機会を与えていただきたく、大和市議会基本条例第7条第3項の運用の拡大を求め、本件陳情に及んだ次第である。

以上

陳 情 文 書 表	
番号 5-8	受付 令和5年5月19日
件名 大和市議会議会運営委員会委員の構成についての陳情書	

【陳情の趣旨】

大和市議会においては、議会運営委員会の委員の構成については、各会派からそれぞれ選任していただきたい。

【陳情の理由】

大和市議会議長小倉隆夫（以下「小倉議長」という。）は、令和5年5月大和市議会第1回臨時会における議会運営委員会委員（以下「委員」という。）の選任につき、自民党・新政クラブより井上貢、青木正始、中村一夫、公明党より金原忠博、山田己智恵、日本共産党より堀口香奈、神奈川ネットワーク運動より布瀬恵、虹の会より石田裕、自由クラブより町田零二、大和維新の会より村田玲を選任する。その選任の根拠とは、市議会議員の議席28に対する委員の定数10を配分することにより、議席2.8名につき委員1名とするのであれば、その定数割当てを厳密に行うと、自民党・新政クラブは議席10につき委員3名、公明党は議席5につき委員1名、その他日本共産党、神奈川ネットワーク運動、虹の会、自由クラブ、大和維新の会、立憲民主党は、共に議席2につき委員0名となる。実務においては、自民党・新政クラブに3名、公明党に2名、日本共産党、神奈川ネットワーク運動、虹の会、自由クラブ、大和維新の会に各1名を配分するにもかかわらず、立憲民主党には1名も配分しないのである。しかしながら、議会運営委員会とは、大和市議会における議会運営全般を所管事項とすることに鑑みれば、本来、各会派に対して委員を分配することが望ましいことはもとより、本件のごとく、議席2を擁する立憲民主党にのみ委員を分配しないということは、市議会運営の公平・公正を担保でき得ない不都合と言わざるを得ない。したがって、例えば、定数10を固持するのであれば、公明党に配分する1名を立憲民主党に配分するとか、定数変更が可能であれば、定数を11と改正した上で、立憲民主党に1名を配分するとか、その際、自民党・新政クラブの端数切捨てを不平等とするのであれば、定数を12と改正した上で、自民党・新政クラブに4名、立憲民主党に1名を配分すれば当該不都合は解消するものなのである。したがって、大和市議会においては、委員の構成ないし配分を再考していただきたく、本件陳情に及んだ次第である。

以上